

農委広報

第34号

平成15年新年号

# 新庄

編集・発行

平成15年1月10日

新庄市農業委員会

☎0233-22-2111

内線 255・256・257・258



表紙写真：「産直まゆの郷」

「産直まゆの郷」は平成14年9月14日、新庄市エコロジーガーデン（原蚕の杜）に新庄市としては初めての常設の農産物直売所としてオープンしました。「しんじょう産地直売所運営協議会」が運営し、現在農家会員数は93名（14年11月現在）です。

## 《主な内容》

- ◇ 21世紀の農業活性化に向けて・新農業委員決意を新たに……〔2〕
- ◇ 農業委員の紹介……〔2～4〕
- ◇ 全国認定農業者サミットへ・5名の認定農業者が参加……〔5〕
- ◇ 新庄農業高校で大場満郎氏講演……〔6〕
- ◇ 農地パトロール・耕作放棄地の解消に向けて……〔6〕
- ◇ 農地の貸し借りは農地銀行へ……〔7〕
- ◇ 利用権設定等促進事業で経営規模拡大を……〔7〕
- ◇ 農地の転用には許可が必要です……〔8〕
- ◇ 農地改良の届出・地目変更登記はお済みですか……〔8〕

# 21世紀の農業活性化に向けて 新農業委員決意を新たに

昨年七月、任期満了に伴う全国農業委員統一選挙において、新たに十九名の農業委員（選挙委員）が誕生しました。また、選任委員として新庄市議会、新庄市農業協同組合、萩野農業協同組合、新庄昭和農業協同組合、山形中央農業共済組合より各一名ずつの五名が推薦され、選挙委員と合わせて二十四名の新しい農業委員体制がスタートいたしました。

第一回総会において、次の役職者が委員の互選により決定されました。

会長 職務代理 庄司 彰  
新庄地区調査班長 武田 廣一  
稲舟地区調査班長 長澤貞治郎  
萩野地区調査班長 井上 勝榮  
八向地区調査班長 斉藤 純一  
以上の役職者を中心に、今後三年間の任期の中で、皆様の声を反映させながら、農地問題や農政課題に積極的に取り組み、信頼される農業委員活動を展開していきたいと思っております。

## 会長・年頭のあいさつ

農家の皆様、新年おめでとうございます。旧年中は農業委員選挙におきまして、皆様の多大なるご支援により六期目を務めさせていただくこととなりました。心からお礼申し上げます。加えて、農業委員各位の互選に



会長 星川 豊  
下西山 (公選)

よりまして再び会長の重責を負うこととなりました。責任の重さを痛感するとともに、初心に帰って皆様と膝を交えながら、新庄市の農業のあり方を語り合っていかなければならないと認識しているところです。こうした中からさまざまな意見を伺いながら、農業委員会組織活動に全力で取り組み、新庄市における地域農業振興の一翼を担う所存であります。

さて、近年における我が国の

農業・農村をめぐる情勢は、誠に厳しいものがあります。このことは、今更言うまでもなく、山形県やここ新庄市でも同様の状況です。今や農業の国際化と規制改革が進展する中で、大きな変革の時代を迎えようとしています。このような中で、米を始めとして農産物価格の低迷、BSEや無登録農薬問題等と、我々の農業経営に対して大きな痛手を与えるという極めて残念な結果となっております。

こうした状況を打破するためにも、我々農業委員は農業者の代表という立場から、農政の推進に当たっては、農家の皆様の声を広く吸い上げ、新庄市の実情に応じた農業経営と農用地利用の再編成を図っていく必要があると考えています。

もとより、農業委員会の基本的な活動として三つの柱を重点に推進してまいります。一つは農業の担い手育成と農地の有効利用を通して地域農業の構造改革。次に農地の売買や転用等についての公正な審査。三つ目は農業者・集落や農業関係団体の声を行政や政策に反映させることとであります。

最後になりますが、厳しい農



作況調査風景 (14年8月)

業情勢であればあるほど、農家同士が助け合っていかなければならないと思います。農業委員一丸となって「地域の世話役」として頑張る所存です。どうか皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 農業委員の紹介



彰 庄司 (公選)  
仁山 会長職務代理  
萩野班

地域農業の活性化のため、認定農業者や若い担い手への農地集積等の支援活動、環境整備に努力したいと思っております。

農地の有効利用と優良農地の確保を進め、健全な農村社会の維持発展のため、微力ではありますが頑張りたいと存じます。



二期目の農業委員として、まだまだ勉強する事が多くあります。地域農業の活性化を図るため、農家と行政をつなぐパイプ役として頑張りますので、皆様方のご協力、ご指導をよろしくお願ひ申し上げます。

**三原 常 男**  
小 泉(公選)  
新庄班



当地において、農業生産基盤である土地改良事業も終わりつつある中、地域の特性を生かした農業振興、農業経営を推進すべく努力してゆきたい。



**佐藤喜代志**  
飛 田(公選)  
新庄班



二〇〇三年、厳しい農業情勢の中で現代農業、高齢化が一層進む中での後継者不足等々、このような中で若い農業者を育成確保し、農地利用集積を図ると共に地域農業の特徴を生かした認定農業者の育成に努めたいと思います。

**武田 廣 一**  
岡(公選)  
新庄地区班長



現在の農業情勢を見ると、農業の規制緩和や無登録農業問題、減反政策の見直しなど、このような諸問題を抱える中で、消費者が安心して食べられる農産物を供給して行き、農業後継者の育成支援のため頑張りたいと思います。

**齋藤 順 一**  
大 福 田(公選)  
新庄班



農業を守っていくには、農家に後継者を作っていくかなければなりません。そのために、若い人にも農業情勢を知ってもらい、地域との活性化を深め、次世代に引き継ぎができるような農業にしたいと思っています。

**小 倉 豊**  
荒 小 屋(公選)  
新庄班



BSEで始まり、食品の偽装表示、そして無登録農業問題、又高齢化が一層進む明るさ見えない今の農業情勢にあつて、私たちは何か少しでも将来の事を語り合える、そして次の世代に手渡すことの出来る農業者の活性化に努めます。

**今 田 辰 雄**  
中(公選)  
新庄班



混迷する農政、高齢化の中で農地の荒廃、遊休地が多くなっています。このような中、農業委員の果たす役割はさらに重要になってきます。地域の交流、優良農地の確保、担い手育成等に行動し、地域活性化に努めたいと思います。今後とも宜しくお願ひ致します。

**武田 幸 知**  
間(公選)  
稲舟班



新しい生産調整を迎え、農地流動化が益々進む中、さまざまな難題を地域の方々と手を取り合って解決していきます。


我、「実践実行のみ」

**長澤 貢 治 郎**  
福 田(公選)  
稲舟地区班長



新庄市農協の推薦により、農業委員に就任しました。厳しい農業情勢の中にも農業と地域、そして安全・安心の食を中心とし生産者と消費者との共生を基本として、責務に対し頑張りますので皆様のご指導をお願い致します。

**栗田 松 勇**  
宮 内(選任)  
新庄班



地域農業の活性化を計り、農家の皆さんと共に農業経営の原点にもどり、対話を重ねながら農地の流動化、農業振興に努力致します。ご指導宜しくお願ひ致します。

**井 上 勝 榮**  
泉 田(公選)  
萩野地区班長



厳しい農業情勢の中で、地域農業の活性化を図るため努力します。農用地の利用集積と集団化の促進を図るため頑張ります。一年生委員ですが、私なりに努力しますので皆様のご指導をお願い致します。

**吉 野 昭 男**  
鳥 越(公選)  
稲舟班



集落の活性化、担い手の育成が私達の課題であると思います。その課題をいくらかでも解決するよう尽力して参る所存でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**高 橋 眞**  
沢(公選)  
稲舟班

新庄市の農業・農家を守るため、一生懸命がんばります。



小嶋忠昭  
黒沢(公選)  
萩野班



年々変化・悪化していく農業情勢、それに伴い減少する農業所得、農家の後継者問題等救え上げたらさきがない中で、我々農業委員が何か一つ農家のために、我々農業委員が何か一つ農家のために、なることが出来ればと思っております。



金子清彦  
子和(公選)  
萩野班



安食孝一  
野(公選)  
萩野班

地域の活性化のため、農家と行政のパイプ役として、また相談役として、皆様のお役に立てればと思います。



地域農業の活性化、発展のため、農業委員会は大切な機関だと思います。農業の担い手育成、遊休農地の解消等、これからの農業の育成に皆様のご指導を頂きながら一助を尽くして行くつもりであります。宜しくお願いします。



中川久男  
沢(選任)  
萩野班

生産者に防除基準順守の誓約書を流通関係者から求められています。作物によっては、防除基準に登録が無く、全く農薬が使えないものも有ります。農業者が意欲を失わないように行政に要望して行きたいと思っております。



樋口重雄  
野(選任)  
萩野班

萩野農協の推薦により、市農業委員の辞令を頂きました。地域農業の発展と農業の活性化に努め、農地を守り確かな農業の確立を考えていきます。



加藤久雄  
田(選任)  
萩野班

厳しい農業情勢の中、担い手の育成、さらに遊休農地の活用を図り、地域農業を元気にしていかなければならないと思っております。皆様方のご協力をお願い申し上げます。



斉藤純一  
本合海(公選)  
八向地区班長

今の農業情勢、世界経済、日本の経済全体を考えると、農業委員として色々考えさせられる事が多く感じられます。時代の流れ、要求に合わせながらよく考え、皆様と共に考えがんばって行きたいと思っております。よろしくお願いいたします。



清次  
水宮(公選)  
八向班

二十一世紀の農業は、非常に大変な時代ですが一人ひとり、今までの農業と違う未来に向け、自分なりの創意工夫をして優良農地を大いに利用し、生産から販売までの魅力のある農業を確立しなければなりません。私はその実現に努力したいと思います。



佐藤利美  
形(公選)  
八向班

議会選任委員の立場から、議会と農業委員会のパイプ役として、当市の実情にあった農業振興に全力を注ぐ所存であります。農家の皆様をはじめ、農業関係機関の皆様のご指導・ご協力を宜しくお願い申し上げます。



清水清秋  
水野(選任)  
八向班

### 退任されました 農業委員

昨年、農業委員の任期満了により、次の方々が退任されました。

多大なる業績に深く敬意を表します。長い間ご苦勞様でした。

(順不同、敬称略)

- 小野周一(閑屋)
  - 五十嵐賢一(太田)
  - 遠藤敏信(鳥越)
  - 山科朝雄(選任)
  - 平向岩雄(選任)
  - 菅原猛(選任)
  - 阿部平(選任)
- 今後、ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



# 全国認定農業者サミットへ 五名の認定農業者が参加

新庄市における認定農業者数は、平成十四年度途中の段階で一三九名となりました。認定農業者に対しては、農業経営改善支援センター（農業委員会事務局内）で各種の支援活動を展開しているところです。また、認定農業者の組織として発足した「新庄市認定農業者の会」も活動二年目を迎え、各地区ごとの交流会等を通じて親睦を深め、パソコン農業簿記講習会（支援センターと共催）等の農業経営改善に向けた事業を開催しています。

こうした支援活動の一つとして、第五回全国認定農業者いばらきサミットin水戸」に五名の認定農業者を派遣しました。今回のサミットは、「いのちを未来に―食を支える日本農業―」をテーマに、平成十四年十月三十日、三十一日の二日間にわたり開催されました。次の方々が全国の仲間との交流を図ることを主眼として参加しました。

庄 司 善 助（福 田）

- 山口 敏一（塩 野）
- 増川 正之（昭和三）
- 宮田 祐一（角 沢）
- 武田 善 輔（仁 間）

敬称略

サミット前日（二十九日）は、農家民泊が実施され地元認定農業者との交流を図りました。当日（三十日）は東京大学大学院教授生源寺眞一氏によるサミット・テーマを演題とした基調講演が行われ、引き続き二会場に分かれて「消費者ニーズをとらえた安全で安心な農業生産と「国際化に対応した農業経営」を



▶ サミット参加者

テーマに分科会が開催されました。以上の日程終了後に、サミットで集まった全国の認定農業者が一同に会し、全体交流会が開催され、和やかな中でお互いの交流を深めることができました。最終日は、水戸市近郊の三コーラスに分かれて、農業視察研修が行われ全日程を終了しました。来年のサミットは、岐阜県高山市で開催される予定です。

## 参加者の声（抜粋）

参加する前は、私ごときに認定農業者になりたての者が大丈夫であろうかと不安な点もありましたが、他の世界も覗てみたという気持ちもあって参加に至りました。大変勉強になった三日間でした。

初日の農家民泊では、地区の皆様さんの大変な歓迎をうけ、夜遅くまで農業談義で盛り上がり科会では、二日目の基調講演と分科会では、米の生産調整の中間報告や食の安全性等が取り上げられました。違法農薬は使用してないにしろ、改めて安全で安心な農産物生産を痛感しました。また、環境保全型・循環型農業についてもあたり前の時代に来



視察研修（イチゴ：庄司善助さん）

ているということ、自分の経営にも取り入れなければと感じました。三日目の視察では、私もトマトをやっているのを楽しみでしたが、そのスケールに驚かされました。一・三ヘクタールのハウス施設は、菜園というよりさながらトマト生産工場でした。

こうした三日間のサミットを消化してきましたが、おつりがくる程いい経験になりました。是非今後も大勢の参加を希望したいと思います。ここ数年すると農業環境は大きく変化すると思います。その対処策としては何ですが、自分がこれからなすべき農業の道、姿が少しずつではありますがわかってきたような気がしたサミットでした。



# 新庄農業高校で大場満郎氏講演

新規就農者については、農業委員会活動の中で、大きなウエイトを占める問題です。以前は全く新規就農がなかった年もありましたが、最近はその若者園芸実践塾等の成果もあって、その数が徐々に増えつつあります。平成十三年度には、六名が新規就農しています。

このような中で、最上地区広域担い手センター(事務局・新庄市農業委員会)では、最上町在住の冒険家・大場満郎氏に「可能性への挑戦」と題して、新庄農業高校生徒に対して講演をしていただきました。自分の進路設計の参考にするともに、一人でも多く明日の農業を担っていただきたいものです。

## 〈聴講した生徒の感想文〉

F・O君

今回、大場さんの話しを聞いてとても楽しかったです。自分のしたいことを見つけて、それに向かっていけて大場さんはうらやましいです。自分はまだしたいことが決まっていないので、これから見つけていきたいと思っています。今回は、そのた

めにとっても良い話しを聞けてよかったと本当に思いました。これからも、冒険ががんばってください。

K・Kさん

大場満郎さんの話しを聞いて、何でも挑戦しようと思えるようになりました。やっぱり、少しでも可能性があるのであれば、やってみる価値はあると思います。北極の話しを聞き、金が無くても、夢のために金を貯めたり、つらい事でも乗り越えていける大場さんは、すばらしいと思いました。今回の講演で、自分も夢を見つけ、その夢に向かってがんばって実現できたらと思います。勇気をくれる講演でした。



師 大場満郎氏

講演する大場満郎氏

## 耕作放棄地等実態調査表

地区	箇所	面積(a)	荒廃の状況
新庄	22	1,488	雑草
稲舟	13	534	雑草 山林化
萩野	9	631	雑草 山林化
八向	5	328	雑草 土砂
計	49	2,981	

## 農地パトロール

# 耕作放棄地の解消に向けて

農業委員会では、耕作放棄地・遊休農地の未然防止・解消に取り組む運動を行っています。その一環として市内のどの辺にどのくらい存在するのかを把握するため、昨年九月各地区毎に全農業委員でパトロールを実施し、実態を調査しました。その結果は別表のとおりです。

耕作放棄地は、全国的にも毎年増加傾向にあります。減反政策の影響など様々な事情で増加しているものと思われ、最大の原因は担い手の高齢化と労働力不足があげられます。

本市においては、今のところ圃場整備された平

場の農地については耕作放棄地等は確認されませんでした。山間部の沢沿いには機械力を導入しないと再利用できない箇所が点在しています。農地は一度荒れると復元するのに莫大な費用と負担がかかり、周辺の農地にも悪影響を及ぼします。

現在、中山間地農業の持つ国土保全・水源涵養等多面的機能の重要性が見直され、評価されています。このような見地から、耕作放棄地をこれ以上発生させない、また出来るだけ解消させる取り組みが必要となつています。大変厳しい農業情勢の中でも、生産基盤としての優良農地を守るため、農業委員会はもちろん、農家や関係団体が一体となった耕作放棄地解消の推進体制を確立しなければなりません。



耕作放棄地の状況

# 農地の貸し借りは

## 農地銀行へ

### 農地銀行とは？

農地銀行とは、農地を「売りたい」「貸したい」「買いたい」「借りたい」などの情報を登録・管理して、地域の農地を有効に活用するため、農業委員会に設置されている機関です。

農地の貸借や売買等を行う場合、様々な法律の規制や、税の優遇措置、低利の制度資金の融資、助成金の交付などがありますが、農地銀行では、登録された農地について、法律、税金関係、農業者年金、生前一括贈与の納税猶予等の状況をきちんとチェックし、安心して貸借や売買等ができるよう、あらゆる相談に応じます。

農地の貸し借りはこうして…



また、農地銀行に登録し、貸し借りを行った農地については、その権利関係についてしっかりと管理し、期間が満了する場合には事前に貸し手、借り手に通知します。貸し、借り手を更新するか、終了するか、その都度決定できます。

### 農地銀行に登録を

農地銀行への登録は、農業委員会へお越し下さい。

#### ●経営規模を縮小したい方

縮小したい農地の地番・貸借の場合は小作料、売買の場合は対価を登録していただき、条件に合う規模拡大したい方へあつせんします。

#### ●経営規模を拡大したい方

拡大したい面積、地区、条件、小作料等を登録していただき、条件に合う農地等の登録があつた場合には、あつせんします。

# 利用権設定等促進事業で 経営規模の拡大を

農地の貸し借りの方法は二通りあります。一つは昔から行われていた農地法第三条の規定によるものです。これは貸付人と下限面積（五十アール以上）と下限面積（五十アール以上の経営面積）を満たしている借受人が相対で申請し、許可を受けて貸借期間が満了しても双方の合意解約がない限り、小作関係がいつまでも継続していくものであります。また不在地主が貸せらる面積は、一・三ヘクタールまでと制限があります。

#### ●農用地利用集積計画について

二つ目は利用権設定等促進事業による貸借であります。これは上欄に掲げた農地銀行制度を利用するもので市（農業委員会）が農地の貸し手と借り手の間を調整して、経営規模拡大の意欲と能力のある農家へ農地の集積を図るものであります。農用地利用集積計画書を作成し、公告することによって契約が成立します。この貸借のメリットとして農地法第三条と比較すると●市が間に入るため、期間が満

- 了すれば離作料もなく確実に地主に農地が戻る。
- 小作の所有制限がないので、一・三ヘクタール以上の農地を貸せる。
- 契約期間の終了間際、貸手、借手に通知されるので更新すればさらに継続して借りられる。

● 認定農業者が、一定面積以上の農地を三年以上借りる場合、助成措置が講じられる。  
等があります。規模拡大を志向する農家の方は、ぜひ利用して下さい。なお、集積の受け手には各種の要件がありますので、詳しいことは農業委員会にお問い合わせ下さい。

### 農地を売った時の税の特例 (譲渡所得の特別控除)

農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により農地保有合理化法人に売った場合	控除額 1,500万円
農地保有合理化法人に農用地区域の農地を売った場合 農用地利用集積計画を使って売った場合	控除額 800万円
一般の農地を農地法第3条で売った場合	控除額 100万円

# ◆農地の転用には許可が必要です◆

## 農地を転用するとは？

農地を転用するとは、農地を農地以外の土地にすること。すなわち農地に盛り土等を施し、区画形質を変え住宅、駐車場、農作業所等の用地に転換する行為をさします。また、農地の形質に変更を加えなくとも、農地をそのまま資材置場として利用したり、植林をしたりするなど人の意志によって農地を耕作目的以外に利用することを言います。農地を転用する時は農地法の許可が必要です。

農地法	転用形態	許可申請者	許可権者	許可申請に必要な書類
申請	4条 自分の農地を転用し自分で使用する場合	転用を行う者(農地所有者)	県知事 (4haを超える場合は農林水産大臣)	土地登記簿謄本(申請日以前3ヶ月以内のもの)、位置図、付近状況図 公図、配置図、計画図(法人にあっては参考となる書類、定款、法人登記簿等が必要)
	5条 事業者等が農地を買ったり借りたりして転用する場合	売主(貸主)と買主(借主)		

③ 申請の前に農振農用地区域外の農地であるか確認が必要です。

無断で転用すると農地法違反となりますので、現状回復命令が出たり罰則規定が適用されることがあります！

農地法以外にも他の法律により制限がありますので、事前に農業委員会にて相談する事をお勧めします。

## 農地改良の届出

低湿地のため農作業が困難、生産性が上がらないなどの悪条件を解消するため、盛り土を施すなど区画形質の変更をする場合、農地改良の届出が必要になります。農地改良は転用と違い、農地を農地として利用するためのものですから、単に残土処分を行うためのものではありません。農地改良を行う場合、農業委員会に届出書がありますから問い合わせ下さい。

## 地目変更登記は

### お済みですか？

転用許可を受け、事業が完了したにもかかわらず、地目変更登記がされていないため、登記簿の地目が農地のままになっている土地が見受けられます。許可をもらって事業が完了すれば、自動的に地目変更されると思われています方もおられると思いますが、法務局で地目変更登記の手続きをしないかぎり、登記簿の地目は変わりません。

転用許可後の地目変更登記がなされているかどうか、もう一度お確かめ下さい。



国の食と農の再生プランが発表され、これに合わせ農地制度の見直しが大きな論点となっています。実験的に規制緩和を行って「構造改革特区」構想、土地利用調整の条件化、農業経営の法人化などです。

一昨年、株式会社のアグロファームが条件付きで認められたばかりというのに、昨年末、株式会社一般の参入を認める方向で検討されているのは由々しき問題です。投機目的の農地取得の懸念は払拭できません。

日本農業は、家族農業で支えられてきました。国土の保全に一役も二役もかかってきたものです。日本の農地は一体誰が守るのか、農地を失えば歴史に禍根を残します。

## 農委広報編集委員

今回より「農委広報」を編集するため、次の方々を広報編集委員にお願いしました。

- 齋藤順一委員(新庄班)
- 高橋 貢委員(稲舟班)
- 樋口重雄委員(萩野班)
- 佐藤利美委員(八向班)